贈与等報告(年度別・四半期毎集計)(全任命権者)

贈与等報告件数 累計									
	4~6月	7~9月	10~12月	1~3月	計				
12年度			14	74	88				
13年度	10	58	68	17	153				
14年度	28	6	54	39	127				
15年度	16	84	20	10	130				
16年度	16	10	28	13	67				
17年度	13	36	17	17	83				
18年度	16	17	16	15	64				
19年度	21	16	13	11	61				
20年度	10	14	13	14	51				
2 1 年度	7	5	3	49	64				
2 2 年度	12	7	4	3	26				
23年度	5	7	6	11	29				
2 4 年度	5	6	12	10	33				
25年度	7	9	12	10	38				
26年度	7	7	13	11	38				
27年度	6	4	11	7	28				
28年度	9	11	18	8	46				
29年度	0	3	12	13	28				
30年度	6	10	7	4	27				
令和元年度	1	1	2	2	6				
令和2年度	1	2	4	3	10				
令和3年度	0	1	2	4	7				
令和4年度	1	0	2	0	3				

↓令和4年度内訳

197

知事	1	0	1	0	2		
企業	0	0	0	0	0		
病院	0	0	0	0	0		
監査	0	0	0	0	0		
教育	0	0	1	0	1		
警察	0	0	0	0	0		
計	1	0	2	0	3		

351

314

345

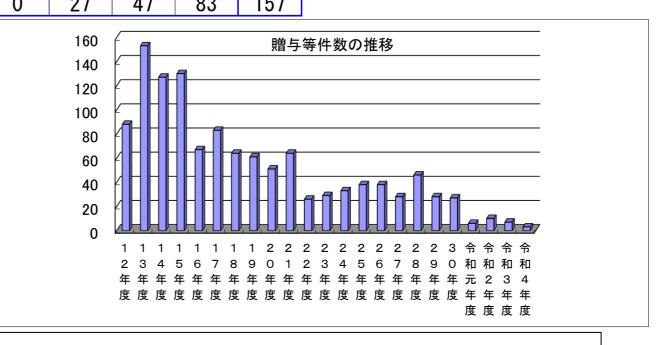
※()書きは「贈与」、それ以外は「報酬」

うち倫理審査会での審議案件 (部長の職制上の段階に属する職以上)

	CHTT A		CII (III)	ノ収明エリー
4~6月	7~9月	10~12月	1~3月	計
0	0	1	3	4
0	0	1	1	2
0	0	42	32	74
0	0	0	0	0
0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	1 24 1 0 0 0 0 0 0 0 0 0	42 0 0	3 1 32 0 0	4 2 74 0 1 25 2 0 0 44 0 2 0 0 0 2 0 0 0
0	24	1	0	25
0	1	0	1	2
0	0	0 0 0 0 0	0	0
0	0	0	0	0
0	0	0	44	44
0	0	0	0	0
0	0	0	2	2
0	0	0	0	0
0	0	0	0	0
0	0	0	0	0
0	0	0	0	0
0	0	2	0	2
0	0	0	0	0
0	0 0 1	0 0 2 0 0 0 0	0 1 0 0 44 0 2 0 0 0 0 0 0 0	0
0	0	0	0	0
0	1	0	0	1
0	0	0	0	0
0	0 27	0 47	0 83	0 157
0	27	47	83	157

贈与等の種別内訳

//H 2 '3 '			
内訳	贈与	報酬	
	香典等	講演会等謝金	計
知事	447	529	976
企業	3	1	4
病院	1	75	76
監査	0	2	2
教育	5	125	130
警察	12	7	19
計	468	739	1, 207



贈与等報告:福島県職員倫理条例第5条(抜粋)

事業者等から、金銭、物品その他の財産上の利益の供与若しくは供応接待を受けたとき又は事業者等と職員の職務との関係に基づいて提供する人的役務に対する報酬として倫理 規則等で定める報酬の支払を受けたときは、四半期毎に、贈与等報告書を提出しなければならない。

資料1-1

1 か合の居出数

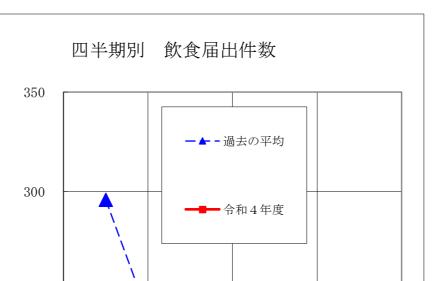
_1 飲食の	届出数				
	4~6月	7~9月	10~12月	1~3月	計
13年度	332	202	150	199	883
1 4 年度	346	178	271	237	1, 032
15年度	315	198	220	170	903
16年度	339	225	194	167	925
17年度	260	140	249	114	763
18年度	278	167	128	75	648
19年度	348	187	171	124	830
20年度	350	178	164	164	856
2 1 年度	374	214	151	271	1, 010
2 2 年度	360	307	222	162	1, 051
23年度	32	50	134	150	366
2 4 年度	215	129	148	153	645
2 5 年度	305	163	156	222	846
26年度	331	134	192	192	849
2 7 年度	289	202	221	389	1, 101
28年度	422	208	219	319	1, 168
2 9 年度	377	197	308	332	1, 214
3 0 年度	452	308	313	313	1, 386
令和元年度	486	367	171	231	1, 255
令和2年度	3	35	35	0	73
令和3年度	0	0	23	10	33
過去の平均	296	180	183	190	849
令和4年度	11	32	42	88	173

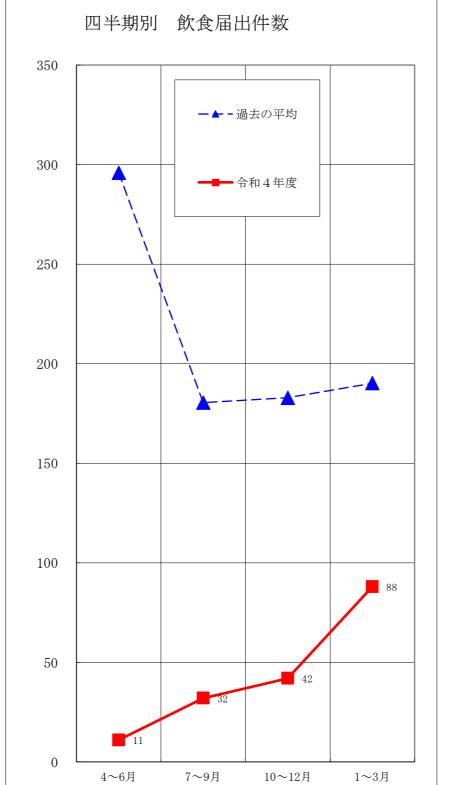
↓令和4年度内訳

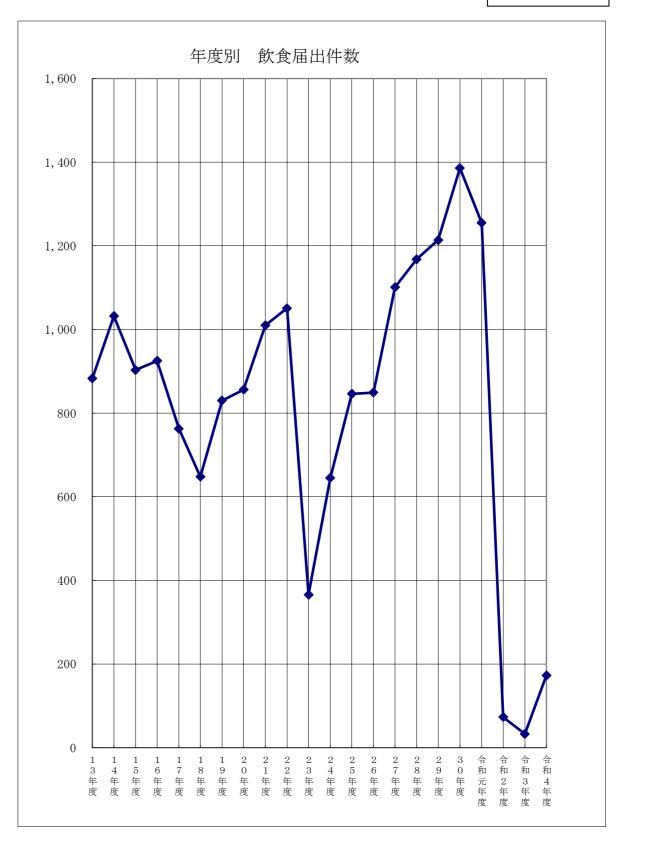
知事	11	32	42	86	171
企業局	0	0	0	0	0
病院局	0	0	0	0	0
監査	0	0	0	0	0
教育	0	0	0	0	0
警察	0	0	0	2	2
計	11	32	42	88	173

2 ゴルフの届出数

2 -11/2	マノ田田幼	•			
	4~6月	7~9月	10~12月	1~3月	計
13年度	22	23	0	3	48
1 4 年度	6	6	7	1	20
15年度	16	7	4	0	27
16年度	11	5	5	0	21
17年度	8	4	25	3	40
18年度	2	5	0	0	7
19年度	5	3	0	1	9
20年度	1	2	2	0	5
2 1年度	1	1	2	0	4
2 2 年度	0	7	5	0	12
23年度	0	0	2	0	2
2 4 年度	1	4	1	2	8
2 5 年度	0	4	1	0	5
26年度	0	9	1	0	10
2 7 年度	2	4	4	4	14
28年度	1	5	5	0	11
29年度	1	7	2	2	12
3 0 年度	1	7	3	0	11
令和元年度	3	4	2	0	9
令和2年度	1	2	1	0	4
令和3年度	1	0	3	0	4
過去の平均	4	5	4	1	13
令和4年度	2	2	3	2	9







飲食・ゴルフの届出:福島県知事部局職員倫理規則第5条、第6条抜粋

職員は、職務外において利害関係者とともに自己の費用を負担して飲食(ゴルフ)をする場合にあっては、あらかじめそ の旨を倫理監督者に届け出なければならない。

【参考】令和4年度第4四半期の飲食・ゴルフの届出件数の傾向

飲食の届出は88件、ゴルフの届出は2件であった。

届出件数は増加傾向であるが、新型コロナウイルス感染拡大前(過去平均)と比べると、飲食等の機会は依然として減少

1		4~6月	7~9月	10~12月	1~3月	計
	知事	2	2	3	2	9
	企業	0	0	0	0	0
	病院	0	0	0	0	0
	監査	0	0	0	0	0
	教育	0	0	0	0	0
	警察	0	0	0	0	0
	計	2	2	3	2	9

【収賄】

1 被 処 分 者 県中農林事務所主査

2 処分時期 令和5年3月28日

3 根 拠 法 令 地方公務員法第29条第1項

4 処分の種類 免職

5 事件概要

福島県農林事務所が執行する農業関連工事の入札に関し、有利かつ便宜な取り計らいに対する謝礼として供与されることを知りながら、建設業者に秘密事項である設計金額を教示し、同社代表取締役から、令和2年3月6日から令和4年4月12日までの間、ゴルフ、宿泊及び飲食等の接待を受け、もって自己の職務に関し、賄賂を収受したものである。

※ なお、被処分者を指揮監督すべき立場にあった当時の管理監督者等 13名を「書面訓告」の処分とした。

【参考】

〇福島県知事部局職員倫理規則

(贈与の受領の禁止等)

- 第四条 知事部局職員は、利害関係者から金銭、物品又は不動産の贈与(せん別、祝儀、香典又は供花その他これらに類するものとしてされるものを含む。)を受けてはならない。 ただし、次に掲げる行為を除く。
- 一 社会通念上儀礼の範囲内において祝儀(結婚式におけるものに限る。)、香典又は供花の 贈与を受けること。
- 二 宣伝用物品又は記念品であって、広く一般に配布するためのものの贈与を受けること。
- 三 多数の者が出席する公開性の高い会合において、記念品の贈与を受けること。

(ゴルフに係る禁止等)

- 第六条 知事部局職員は、利害関係者とともに自己の費用を負担することなくゴルフをしてはならない。
- 2 知事部局職員は、利害関係者とともに自己の費用を負担してゴルフをする場合にあって は、あらかじめその旨を倫理監督者に届け出なければならない。この場合において、やむ を得ない理由によりあらかじめ届け出ることができないときは、事後速やかに、倫理監督 者に報告するものとする。

(供応接待を受けることの禁止)

- 第八条 知事部局職員は、利害関係者から供応接待を受けてはならない。ただし、次に掲げる行為を除く。
 - 一 茶菓の提供を受けること。
 - 二 多数の者が出席する公開性の高い会合において、簡素な飲食物の提供を受けること。
 - 三 多数の者が出席する公開性の高い会合に職務として出席し、華美でない飲食物の提供を受けること。
 - 四 職務として出席した会議において、簡素な飲食物の提供を受けること。

【倫理規則違反】

<懲戒処分(事案1)>

1 被処分者 会津方部の土木部出先機関の一般職員

2 処分時期 令和5年3月28日

3 根 拠 法 令 地方公務員法第29条第1項

4 処分の種類 戒告

5 事件概要

自らが担当する工事を受注した利害関係者にあたる建設業者から、 令和2年7月から令和3年11月にかけて、日本酒一升を2本、焼酎四合を 1本、ギフトカード1万円分を受領したものである。

<処分(事案2)>※「書面訓告」

- 1 被処分者 会津方部の土木部出先機関の一般職員
- 2 事件概要

工事を受注した利害関係者にあたる建設業者から令和2年12月及び令和3年7月に日本酒一升をそれぞれ1本ずつ、別の建設業者から令和3年12月に日本酒一升を1本受領したものである。

<処分(事案3)>※「書面訓告」

- 1 被処分者 会津方部の土木部出先機関の一般職員
- 2 事件概要

自らが担当する工事を受注した利害関係者にあたる建設業者から令和3年 7月に日本酒一升を1本、別の建設業者から令和3年12月に日本酒一升を1 本受領したものである。

※ なお、被処分者を指揮監督すべき立場にあった当時の管理監督者3名を 「厳重注意」の処分とした。(事案1~3共通)

【参考】

〇福島県知事部局職員倫理規則

(贈与の受領の禁止等)

第四条 知事部局職員は、利害関係者から金銭、物品又は不動産の贈与(せん別、祝儀、香典又は供花その他これらに類するものとしてされるものを含む。)を受けてはならない。ただし、次に掲げる行為を除く。

- 一 社会通念上儀礼の範囲内において祝儀(結婚式におけるものに限る。)、香典又は 供花の贈与を受けること。
- 二 宣伝用物品又は記念品であって、広く一般に配布するためのものの贈与を受けること。
- 三 多数の者が出席する公開性の高い会合において、記念品の贈与を受けること。

<その他(事案4)>

- 1 所 属 会津方部の土木部出先機関
- 2 事案の概要

平成30年度に会津地方の土木部出先機関に勤務していた以下の職員3名が、利害関係者に該当する建設会社等の社員と、倫理規則に定める倫理監督者への届け出をせずに飲食をしていたものである。

(1) 50代(当時)・男性

回数:2回、費用負担:飲食代相当額を自己負担

(2) 40代(当時)・男性

回数:2回、費用負担:飲食代相当額を自己負担

(3) 40代(当時)・男性

回数:2回、費用負担:飲食代相当額を自己負担

※なお、全ての案件において、利益供与の事実は確認されなかった。

【参考】

〇福島県知事部局職員倫理規則

(飲食に係る禁止等)

- 第五条 知事部局職員は、利害関係者とともに自己の費用を負担することなく飲食をしてはならない。ただし、次に掲げる行為を除く。
 - 一 多数の者が出席する公開性の高い会合において、簡素な飲食をすること。
 - 二 多数の者が出席する公開性の高い会合に職務として出席し、華美でない飲食を すること。
 - 三職務として出席した会議において、簡素な飲食をすること。
- 2 知事部局職員は、職務外において利害関係者(市町村及び地方自治法第二百八十四条第一項に規定する組合の職員を除く。)とともに自己の費用を負担して飲食(昼間における簡素な飲食を除く。)をする場合にあっては、あらかじめその旨を倫理監督者に届け出なければならない。この場合において、やむを得ない理由によりあらかじめ届け出ることができないときは、事後速やかに、倫理監督者に報告するものとする。